○国土交通省近畿地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

(三)(二)(一)

道路の区域名	路線の種類	道路の名称	変更前	変更後	区間	延長
(四) 市浅口鴨方六条院中字位田田三町通り三三六二番五から同番まで	一般国道	二号	幅員	幅員	敷地の幅員	一一三・六メートル
鴨方町六条院中字位田三町通り三三六二番五から同番まで	一般国道	二号	八・〇メートル	一三・〇メートル	一一三・六メートル	六・八キロメートル
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所		〇・九メートル	四・〇メートル	〇・九メートル	〇・〇キロメートル

○国土交通省近畿地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

(三)(二)(一)

道路の区域名	路線の種類	道路の名称	変更前	変更後	区間	延長
(四) 岡笠岡字西ノ浜新田五六一八番一七から同笠岡字西ノ浜新田五六二八番四六まで	一般国道	二号	八・〇メートル	一三・〇メートル	一一五・〇メートル	一一・二キロメートル
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所		〇・九メートル	二・〇メートル	〇・九メートル	一一・二キロメートル

○国土交通省近畿地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の期日	区間	図面縦覧場所
二号笠岡市笠岡字西ノ浜新田五六二八番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	平成二十二年十月二十五日	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所の山側	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○国土交通省近畿地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十五日

中国地方整備局長　福田　功

(三)(二)(一)

道路の区域名	路線の種類	道路の名称	変更前	変更後	区間	延長
(四) 総社市六社一番地から同市種井字黒田四六九番六まで	一般国道	二百八十号	八・〇メートル	一一・六メートル	一一・六メートル	八五五・〇メートル
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所		〇・九メートル	〇・〇メートル	〇・〇キロメートル	八八五・〇メートル

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年３月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社浅原組　森口　功一　福井市布施田町５―11　国土交通大臣許可（特―17）第10656号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年３月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中央ホーム　鈴木　　亮　兵庫県洲本市大野1080―10　国土交通大臣許可（般―20）第20584号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年３月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年３月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社崎山組　嵜山　雅由　奈良県橿原市南八木町２―３―35　国土交通大臣許可（般特―17）第21310号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年３月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成22年４月１日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和建設株式会社　有井　邦夫　奈良県奈良市西大寺東町２―１―31　国土交通大臣許可（般特―19）第6908号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。